

# 根室市障がい福祉計画

第5期(平成30年度～平成32年度)

# 根室市障がい児福祉計画

第1期(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

根 室 市



# 目 次

## 第1. 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
(1) 本計画の位置づけ	1
(2) 他の計画との関係	1
3. 計画の対象者	2
4. 前期計画からの制度の動向	2
5. 計画期間	2

## 第2. 障がいのある人を対象とした給付及び事業の内容

1. 障害者総合支援法・児童福祉法におけるサービス体系	3
2. 障害福祉サービス等の対象者と内容	4
(1) 介護給付	4
(2) 訓練等給付	5
(3) 相談支援	6
3. 障害児通所支援等の対象者と内容	7
(1) 障害児通所支援	7
(2) 障害児相談支援	7
4. 地域生活支援事業の内容	8
5. 本市における障害福祉サービス等の提供状況	9

## 第3. 障がい福祉計画

1. 平成32年度の成果目標	11
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	11
①地域生活移行者数	11
②施設入所者数	11
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
(3) 地域生活支援拠点等の整備	12
(4) 福祉施設から一般就労への移行	13
①一般就労移行者数	13
②就労移行支援事業所利用者数	13
2. 障害福祉サービスの実績と見込量	14
(1) 訪問系サービス	14
(2) 日中活動系サービス	15
(3) 居住系サービス	17

(4) 相談支援	18
3. 地域生活支援事業の実績と見込量	19

#### 第4. 障がい児福祉計画

1. 平成32年度の成果目標	22
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	22
①重層的な支援体制の構築	22
②重症心身障がい児が身近な支援を受けられるための体制の確保	23
③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保	23
2. 障害児通所支援等の実績と見込量	24
(1) 障害児通所支援	24
(2) 障害児相談支援	25

#### 第5 計画の推進体制

1. 関係機関等の連携と理解の促進	26
(1) 関係機関・関係団体との連携	26
(2) 庁内連携体制の強化	26
(3) 国・北海道等との連携	26
(4) 障がいに対する理解の促進	26
2. 計画の推進管理	26

～「障がい」・「障害」の表記について～  
 本計画では、法令・制度や名称等の一部を除き原則  
 として「障がい」の表記を採用しています。

# 第1. 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の趣旨

「根室市障がい福祉計画（第5期）」及び「根室市障がい児福祉計画（第1期）」（以下、「本計画」）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）及び児童福祉法に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「国指針」）」に即し、本市において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障がいのある子どもを対象とする各種支援事業（以下、「サービス等」）が総合的かつ計画的に提供されるよう、平成32年度における数値目標、各年度のサービス等に関する見込量及びサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、障害者基本法第11条に基づき策定する根室市障がい者計画の実施計画的な性格を有するものです。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、国指針及び北海道障がい福祉計画・障がい児福祉計画並びに「第9期根室市総合計画」をはじめとする本市の策定する各計画との整合性を図ります。

#### 【計画の対象期間】

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
国	障害者基本計画(第3次)(H25~29)			障害者基本計画(第4次)(H30~34)						
	国指針									
北海道	第2期北海道障がい者基本計画(H25~34)									
	北海道障がい福祉計画(4期)			北海道障がい福祉計画(5期)						
				北海道障がい児福祉計画(1期)						
根室市	第9期根室市総合計画(H27~36)									
	根室市障がい者計画(H27~29)			根室市障がい者計画(H30~32)						
	根室市障がい福祉計画(4期)			根室市障がい福祉計画(5期)						
				根室市障がい児福祉計画(1期)						
	根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(6期)			根室市高齢者保健福祉計画・根室市介護保険事業計画(7期)						
根室市子ども子育て支援事業計画(H27~31)										

### 3. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定する「障害者等」とします。また、「障がい児」とは、同法第4条第2項に規定する「障害児」とします。

### 4. 前期計画からの制度の動向

平成27年度の障がい福祉計画（第4期）策定以降、障がい福祉施策に関する制度改正等が行なわれています。

#### 【主な制度改正の状況】

年月	内容
H27.7	■ <b>難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」）一部改正</b> ・医療費助成の対象疾病を拡大（110疾病→306疾病）
H28.4	■ <b>障害者差別解消法施行</b> ・障害を理由とする権利侵害の禁止 ・社会的障壁 <sup>※</sup> の除去に向けた合理的配慮 <sup>※</sup> の義務づけ など ■ <b>障害者雇用促進法一部改正</b> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助 ・法定雇用率の算定基礎見直し（精神障がい者を追加） ※平成30年4月施行
H28.8	■ <b>発達障害者支援法一部改正</b> ・教育、就労、地域生活等に関する支援の強化 ・権利利益の擁護、司法手続における配慮、家族等支援の強化 など
H29.4	■ <b>難病法一部改正</b> ・医療費助成の対象疾病を拡大（306疾病→330疾病）
H29.6	■ <b>障害者総合支援法及び児童福祉法一部改正</b> （公布日より施行） ・医療的ケア児 <sup>※</sup> が適切な支援を受けるための福祉・医療・教育の連携促進（平成30年4月施行） ・新サービスの創設（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援） ・重度訪問介護の訪問先拡大、障がい児福祉計画の策定義務 など

※社会的障壁：障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における物事（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障がいのある人の偏見など）その他一切のもの。

※合理的配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

※医療的ケア児：障がいにより、日常生活を営むために人工呼吸器装着、経管栄養注入、たんの吸引などの医療が必要な子ども。

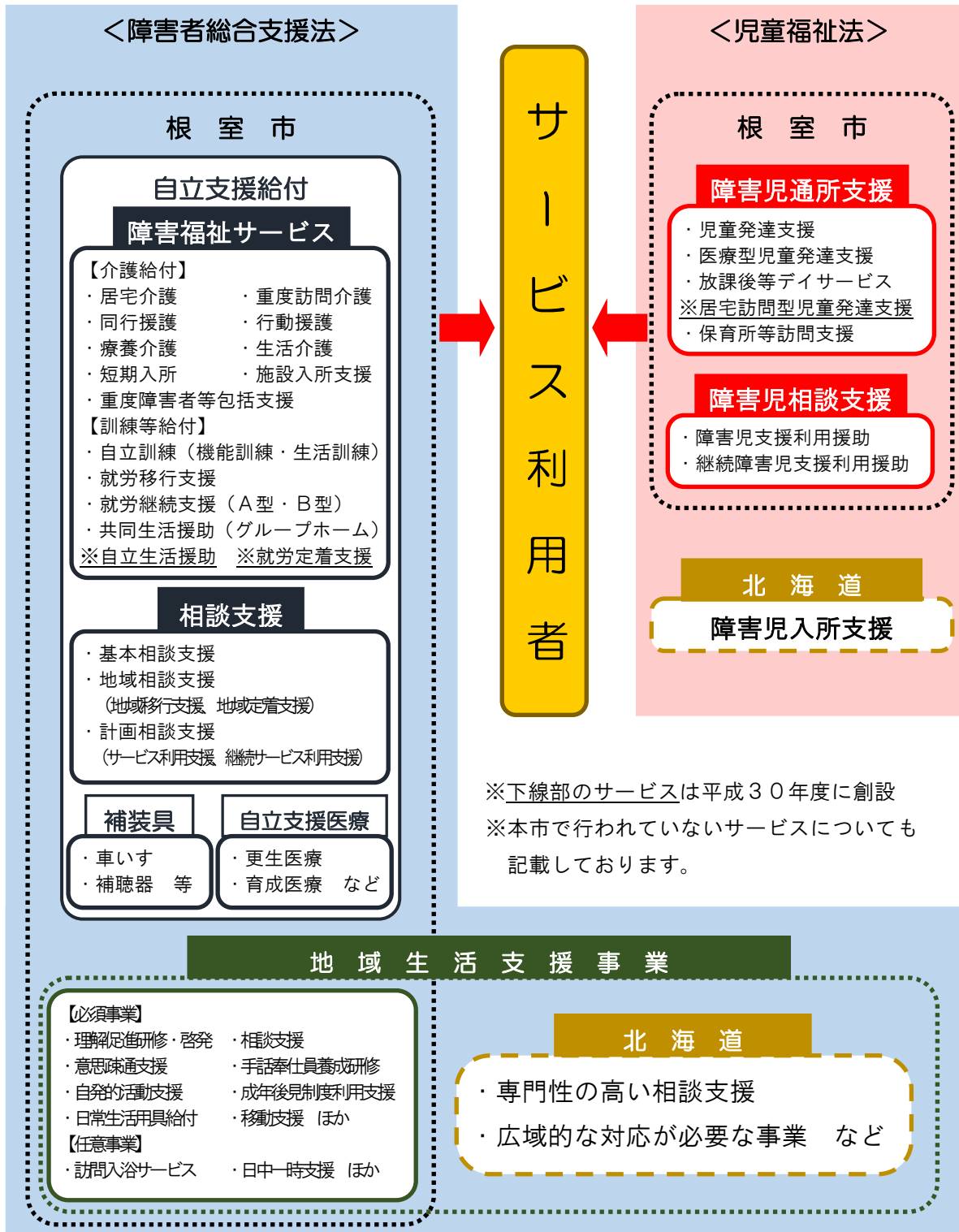
### 5. 計画期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3年ごとの計画策定が国指針により定められていることから、本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

## 第2. 障がいのある人を対象とした 給付及び事業の内容

### 1. 障害者総合支援法・児童福祉法におけるサービス体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各サービスの体系は、以下のようになっています。



## 2. 障害福祉サービス等の対象者と内容

### (1) 介護給付

サービス名	サービス内容	主な対象者
居宅介護	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護（身体介護）、調理、洗濯、掃除等の家事（家事援助）、通院等に係る移動支援（通院等介助）を行います。	○障がいのある人（障害支援区分1以上） ○身体介護を伴う通院等介助については、区分2以上かつ「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかの支援が必要な人
重度訪問介護	ヘルパーが自宅を訪問し、身体介護、生活全般にわたる援助、移動中の介護を総合的に行います。	○重度肢体不自由があり、常時介護が必要な人（障害支援区分4以上かつ二肢以上に麻痺等があり、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも支援が必要な人） ○重度知的・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人（障害支援区分4以上かつ行動援護スコア10点以上の人）
同行援護	ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動中の介護等の援助を行います。	○視覚障がいのある人
行動援護	ヘルパーが外出時に同行し、移動中の介護等の援助を行います。	○知的・精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人
重度障害者等包括支援	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを包括的に提供します。	○障害支援区分が区分6の障がいのある人で、意思疎通を図ることが難しい次のいずれかの人 ・重度訪問介護対象者で、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある人で、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人または最重度の知的障がいのある人 ・障害支援区分認定調査における行動援護スコアが10点以上の人
療養介護	病院等で、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。	○病院等での長期の入院による医療的ケア及び常時介護が必要な次の人 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人（障害支援区分6） ・筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者（障害支援区分5以上） ・旧重症心身障害施設・指定医療機関に入所・入院していた人
短期入所（福祉型）	介護者の病気等の理由により日常生活上の必要な支援が受けられない時に、入所施設等で短期間の介護その他の支援を行います。	○障がいのある人（障害支援区分1以上。障がいのある子どもについても簡易な調査を経て利用可）
短期入所（医療型）	短期入所（福祉型）のサービスと併せ、医療的ケアの提供を行います。	○短期入所（福祉型）に同じ
生活介護	障がい者支援施設等で、主に日中の介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供を行います。	○障がいのある人（障害支援区分3以上、50歳以上の人は区分2以上） ○「施設入所支援」を併せて利用する区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の人 など
施設入所支援	障害者支援施設等で、主に夜間の介護、日常生活上の支援を行います。	○生活介護を利用する障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の人 ○自立訓練または就労移行支援を利用するにあたり、一時的に入所が必要な人 など



## (2) 訓練等給付

サービス名	サービス内容	主な対象者
共同生活援助	共同生活住居（グループホーム）で、主に夜間の介護その他の日常生活上の援助を行います。	○障がいのある人。ただし、身体障がいのある人は、65歳到達日以前に障害福祉サービス等を利用したことがある場合に限る。  ※障害支援区分認定は不要 ただし、食事、排泄、入浴の支援が必要な場合は、障害支援区分の認定が必要。
自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等を図るために必要なりハビリテーションや、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。（標準利用期間1年6か月）	○身体障がいのある人または難病患者で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人 ※障害支援区分認定は不要
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を送るために必要な訓練、支援を行います。（標準利用期間2年）	○知的障がい・精神障がいがあり、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な人 ※障害支援区分認定は不要
就労移行支援	生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、就労後における職場定着支援、相談等を行います。（標準利用期間2年、免許取得を目的としたものは3年または5年）	○障がいがあり、一般就労が可能と見込まれる次の人 ・就労を希望し、支援が必要な65歳未満の人 ・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師免許を取得し、就労を希望する人 ※障害支援区分認定は不要
就労継続支援（A型）	生産活動等の機会を提供し、就労に必要な訓練や支援を行います。（雇用契約あり）	○一般就労が困難な障がいのある人で、雇用契約を結び、継続して就労可能な65歳未満の人（利用開始時に65歳未満であること） ※障害支援区分認定は不要
就労継続支援（B型）	生産活動等の機会を提供し、就労に必要な訓練や支援を行います。（雇用契約なし）	○障がいのある次の人 ・就労経験があるが、年齢や体力面で一般就労が困難となった人 ・50歳到達者または障害基礎年金1級受給者 ・上記以外の人で、アセスメントを通じて就労面の課題の把握が行われている利用希望者 など ※障害支援区分認定は不要
自立生活援助 <sup>※</sup>	定期的に利用者の自宅を訪問し、生活上の困りごと等について確認を行い、必要な助言、関係機関との連絡調整を行うほか、利用者からの相談等があった場合は訪問、電話、メール等により随時対応します。	○障がい者支援施設やグループホームを出て、一人暮らしを希望する人
就労定着支援 <sup>※</sup>	利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。	○就労移行支援等の利用を経て一般就労となった人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

※自立生活援助及び就労定着支援の内容及び対象者は、本計画作成時における国の資料を参考に記載しており、今後変更となる場合があります。

### (3) 相談支援

サービス名	サービス内容	主な対象者
計画相談支援	<p>サービス申請者の利用意向やその他の事項を勘案し、サービス等利用計画を作成します。(サービス利用支援)</p> <p>また、支給決定後に実施する定期的なモニタリングを通じて、計画変更が生じる場合の関係機関との連絡調整や、利用者への新規サービスの申請勧奨を行います。(継続サービス利用支援)</p>	<p>(サービス利用支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービスの申請または変更申請を行う人</li> <li>○地域相談支援の申請を行う人(継続サービス利用支援)</li> <li>○サービス等利用計画が作成されている人</li> </ul>
地域移行支援	<p>住居確保など、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいがあり、地域生活への移行のための支援が必要な次の人</li> <li>・障がい者支援施設、療養介護を行う病院等に入所及び入院している人</li> <li>・精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している人</li> <li>・救護施設または更生施設に入所している人</li> <li>・刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)、少年院に収容されている人</li> <li>・更生保護施設に入所している人、または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している人</li> </ul>
地域定着支援	<p>利用者との常時の連絡体制を確保し、障がい特性によって生じた緊急の事態等に対する相談その他必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある次の人</li> <li>・単身世帯のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人</li> <li>・同居家族等が障がい・疾病のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人 など</li> </ul>

### 3. 障害児通所支援等の対象者と内容

#### (1) 障害児通所支援

サービス名	サービス内容	主な対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	○療育の観点から集団・個別療育が必要と認められる子ども (具体的なケース) ・乳幼児健診等で療育が必要と認められた子ども ・保育所・幼稚園に在籍しているが、併せて専門的な療育・訓練が必要な子ども
医療型児童発達支援	上記の児童発達支援と併せて、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援を行います。	○肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な子ども
放課後等デイサービス	授業終了後または休業日に、生活能力の向上等に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	○幼稚園及び大学を除く学校に通い、授業終了後または休業日に支援が必要な子ども
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、支援対象児に対して、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	○保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通い、当該施設の訪問により専門的な支援が必要な子ども
居宅訪問型児童発達支援※	支援対象児の自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	○重症心身障がい児※など、重度の障がいにより、障害児通所支援を受けるために外出することが困難な子ども

※居宅訪問型児童発達支援の内容及び対象者は、本計画作成時における国の資料を参考に記載しており、今後変更となる場合があります。

※重症心身障がい児：重度の精神発達遅滞と重度の肢体不自由がある子ども

#### (2) 障害児相談支援

サービス名	サービス内容	主な対象者
障害児相談支援	支援対象児及びその保護者の利用意向やその他の事項を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。 (障害児支援利用援助) また、通所給付決定後に実施する定期的なモニタリングを通じて、計画変更が生じる場合の関係機関との連絡調整を行うほか、新たな通所給付決定もしくは通所給付変更決定の必要がある場合には、対象児の保護者への申請勧奨を行います。 (継続障害児支援利用援助)	(障害児支援利用援助) ○通所給付決定の申請・変更申請を行う子どもの保護者 (継続障害児支援利用援助) ○障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者

## 4. 地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて提供するサービスで、日常生活用具給付・移動支援事業・手話奉仕員養成研修など、柔軟な形態による各種事業を行っています。

### (主な事業名及び事業内容)

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	研修や啓発等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、地域住民への働きかけを行う事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、当事者や地域住民等による地域における自発的な取り組みや活動を支援する事業です。
相談支援事業	
(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る事業です。
(2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	障がいがあり、一般住宅への入居に当たって支援が必要な人について、入居に必要な関係機関との調整等に係る支援を行う事業です。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保体制の整備と、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するための事業です。
意思疎通支援事業	障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳、要約筆記等の派遣等を行う事業です。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、各種用具を給付または貸与する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の自立した生活を支援することを目的に、手話奉仕員の養成・研修を行う事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行う事業です。
地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中活動の場として、創作的活動等の機会等を提供するとともに、地域住民との交流を促進し、社会参加を支援する事業です。
訪問入浴サービス	自宅等での入浴が困難な身体に障がいのある人について、居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。
日中一時支援	障がいのある人の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を目的に、日中の一時的預かりを行う事業です。

## 5. 本市における障害福祉サービス等の提供状況

本市における障害福祉サービス等の提供事業所です。

区分	サービス名	サービス提供事業所（運営法人）
障害福祉サービス （介護給付）	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	根室市社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所 （社会福祉法人 根室市社会福祉協議会） 根室市有磯町2丁目6番地 ☎0153-24-0391
	行動援護	※提供事業所なし
	重度障害者等包括支援	※提供事業所なし
	療養介護	※提供事業所なし
	短期入所（福祉型）	障害者支援施設 根室すずらん学園 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134
	短期入所（医療型）	※提供事業所なし
	生活介護	障害者支援施設 根室すずらん学園 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134
	施設入所支援	障害者支援施設 根室すずらん学園 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134
障害福祉サービス （訓練等給付）	共同生活援助	グループホーム 双葉荘 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市有磯町1丁目3番地1 ☎0153-22-8250 グループホーム すずらん荘 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134 グループホーム ひまわり荘 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目90番地1 ☎0153-26-2134
	自立訓練（機能訓練）	※提供事業所なし
	自立訓練（生活訓練）	障がい者デイサービスセンター のびのび （社会福祉法人 希望の家） 根室市駒場町1丁目31番地1 ☎0153-24-3934
	就労移行支援	※提供事業所なし
	就労継続支援（A型）	※提供事業所なし
	就労継続支援（B型）	障害者支援施設 根室すずらん学園 （社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134 自立支援センター ほのぼの （社会福祉法人 希望の家） 根室市駒場町1丁目31番地1 ☎0153-24-3934

区分	サービス名	サービス提供事業所（運営法人）
障害福祉サービス （相談支援）	計画相談支援	根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」 （社会福祉法人 北海道社会福祉事業団） 標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1 ☎0153-73-3178 相談室 るーぶ （社会福祉法人 ベつかい柏の実会） 野付郡別海町別海宮舞町256番地 ☎0153-74-8117
	地域移行支援 地域定着支援	根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」 （社会福祉法人 北海道社会福祉事業団） 標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1 ☎0153-73-3178
障害児通所給付	児童発達支援	根室市児童デイサービスセンター ひだまり （指定管理者：社会福祉法人 北海道社会福祉事業団） 根室市花園町7丁目5番地 ☎0153-24-7588
	医療型児童発達支援	※提供事業所なし
	放課後等デイサービス	放課後児童デイサービス くれよん （特定非営利活動法人 あいの手） 根室市光洋町3丁目88番地 ☎0153-27-1082
	保育所等訪問支援	※提供事業所なし
障害児相談支援	障害児相談支援	根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」 （社会福祉法人 北海道社会福祉事業団） 標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1 ☎0153-73-3178 相談室 るーぶ （社会福祉法人 ベつかい柏の実会） 野付郡別海町別海宮舞町256番地 ☎0153-74-8117
根室市委託事業	日中一時支援	障害者支援施設 根室すずらん学園 （受託法人：社会福祉法人 根室明郷会） 根室市厚床2丁目221番地1 ☎0153-26-2134
	地域活動支援センター	根室市地域活動支援センター きらきら （受託法人：社会福祉法人 希望の家） 根室市昭和町2丁目115番地 ☎090-7642-6980
	身体障がい者デイサービス	特別養護老人ホーム はまなす園 （受託法人：社会福祉法人 根室敬愛会） 根室市有磯町2丁目19番地2 ☎0153-22-3711 （受託法人）道東勤医協ねむる医院 根室市曙町3丁目3番地 ☎0153-22-2563
	訪問入浴サービス	根室市社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所 （受託法人：社会福祉法人 根室市社会福祉協議会） 根室市有磯町2丁目6番地 ☎0153-24-0391
	障がい者就業相談 障がい者職場実習支援事業	くしろ・ねむる障がい者就業・生活支援センター「ぷれん」 （受託法人：社会福祉法人釧路のぞみ協会 自立センター） 釧路市双葉町17番18号 ☎0154-65-6470

## 第3. 障がい福祉計画

### 1. 平成32年度の成果目標

本項では、国の基本理念を踏まえ、地域生活への移行及び就労支援等について、国指針及び北海道の障害福祉計画等策定指針（以下、「道指針」）に基づき、今期計画期間における成果目標を設定します。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### ①地域生活移行者数

国指針	平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行する。
道指針	平成28年度末時点における施設入所者の約3.8%が平成32年度末までに地域生活に移行することを目標とする。
本市の目標設定	平成28年度末の施設入所者(42人)のうち、平成32年度末までに地域生活に移行する人数を、2人(4.76%)以上とします。

##### ②施設入所者数

国・道指針	平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減する。
本市の目標設定	平成32年度末の施設入所者について、平成28年度末の施設入所者数(42人)から1名(2.38%)以上削減することとします。 (平成32年度末の施設入所者数：41人以下)

施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、地域で安心して暮らすための住まいの場の確保と、困りごとがあった時に色々と相談できる体制が必要であることから、市内・市外の事業所と連携しながら、グループホームの増設と、地域移行支援の利用促進に向けた取り組みを進めます。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国指針	平成32年度末までに、すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
本市の目標設定	平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

精神に障がいがある人の支援については、これまでも医療機関や保健所、相談支援機関等と連携を図り、対象者のニーズに応じた支援を行っていますが、長期入院者の退院支援及び地域生活への移行など、より大きな課題に対応するため、関係機関との連携・協議の場を設置するなどの体制整備を図ります。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

国指針	平成32年度までに、各市町村または各圏域に地域生活支援拠点を少なくとも1つ整備することを基本とする。
道指針	全ての市町村に整備することを目標とするが、第5期障がい福祉計画等期間中においては、「障がい保健福祉圏域」内に1箇所以上の整備を目標とする。
本市の目標設定	平成29年度に根室圏域（1市4町）で地域生活支援拠点体制を整備し、平成30年度から運用します。

「地域生活支援拠点」とは、障がいのある人の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据え、次の機能を強化するため、「グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点」、または「地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制」により行うこととされております。

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ④専門性（人材確保・育成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

根室圏域（根室管内1市4町）では、これまで根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」が広域的な相談支援を担ってきた経過から、当該センターを「基幹相談支援センター」と位置づけ、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するための地域生活支援拠点として運用します。

今後、「あくせす根室」やサービス提供事業所との連携をさらに進め、本市における地域移行支援体制の推進を図ります。



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### ①一般就労移行者数

国指針	平成32年度中に就労支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、平成28年度実績の1.5倍以上にする。
本市の目標設定	平成32年度中に就労支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、平成28年度実績(1人)の1.5倍以上(年間2人以上)とします。

##### ②就労移行支援事業所利用者数

国指針	平成32年度末における就労移行支援事業所利用者数を、平成28年度実績から2割以上増加する。
本市の目標設定	平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を、平成28年度実績(1人)から2割以上増加の2名以上とします。

本市には就労継続支援B型事業所が2箇所あり、平成27年度には2名が一般就労へ移行しましたが、これ以降、当該事業所からの一般就労はない状況です。

さらに、本市には就労移行支援事業所がないことから、一般就労に向けて当該サービスの利用を希望する人は、サービスの提供が行われている市町へ転出し、就労訓練を受けている状況です。

今後の取り組みにおいては、就労系サービス事業所の充実とあわせて、就労訓練を受けた人が地元に戻り、働くことのできる環境づくりも求められており、平成29年度から開始した障がい者就業相談及び職場実習支援事業を活用し、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校の進路指導部門などと連携して、一般就労への移行を推進します。

## 2. 障害福祉サービスの実績と見込量

本項では、基本指針に定める平成32年度末における目標数値や第4期障がい福祉計画における平成29年度末までの実績等を踏まえ、サービス提供体制の計画的な整備を図ることを目的に、平成30年度から平成32年度の3か年における障害福祉サービスの見込量を定めます。

各数値は、1か月当たりの各サービス利用量・利用者数とし、原則として各年度3月末現在（平成29年度末見込においては平成29年11月現在）の実績及び見込量を示すものですが、月毎の利用実績の変動が大きいことから3月末現在の数値をそのまま実績とすることが困難なサービスについては、サービス毎の利用実態に即し、各年度の実績及び見込量を示すものです。

### (1) 訪問系サービス

居宅介護は、利用人数及び提供時間ともに計画を上回っており、今後も利用の増加が見込まれる一方、重度訪問介護・同行援護は計画を下回っている状況です。

行動援護、重度障がい者等包括支援については、市内に提供事業所がないことから、実績はありません。

サービス種別	単位	第4期計画						第5期計画		
		H27計画	H27実績	H28計画	H28実績	H29計画	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込
居宅介護	利用者数(人/月)	8	19	8	16	8	17	19	21	23
	利用時間(時間/月)	72	101	72	125	72	134	152	168	184
重度訪問介護	利用者数(人/月)	4	2	4	3	4	2	2	2	2
	利用時間(時間/月)	464	122	464	175	464	111	118	118	118
同行援護	利用者数(人/月)	2	2	2	2	2	1	2	2	2
	利用時間(時間/月)	4	3	4	3	4	1	3	3	3
行動援護	利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	3	0	3	0	3	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※居宅介護については、月毎の利用実績の変動が大きいいため、各年度の数値は年間平均値とします。

※同行援護については、月毎の利用有無に差があるため、利用実績のあった月（H27：12か月、H28：7か月、H29：1か月）の平均とします。

## 【見込量確保の方策】

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人や、施設等から地域移行する人が地域で自立した生活を営む上での根幹となるサービスであることから、利用者が必要とする時期に必要なサービスが提供できるよう、関係事業所と連携を図ります。

また、増加する需要への対応として、今後、市内の訪問介護事業所に障害福祉サービス事業の指定を受けるよう働きかけを行うなど、将来的な提供体制の拡大に努めます。

行動援護、重度障がい者等包括支援については、市内に提供事業所がないことから、次期計画の見込量を0としますが、今後は関係機関との協議の場を通じ、本市における当該サービスの提供体制等のあり方について検討を進めます。

## (2) 日中活動系サービス

療養介護、生活介護、就労継続支援A型については計画通り、または計画を上回る利用となっているほか、就労移行支援、就労継続支援B型、短期入所については各年度により増減がありますが、概ね計画通りの利用となっています。

自立訓練（生活訓練）については、訓練期間終了に伴う他のサービスへの移行等により、計画を下回る利用となっています。

自立訓練（機能訓練）については、市内に提供事業所がないことから、実績はありません。

サービス種別	単位	第4期計画						第5期計画		
		H27計画	H27実績	H28計画	H28実績	H29計画	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込
療養介護	利用者数(人/月)	9	9	9	9	9	9	10	10	10
生活介護	利用者数(人/月)	52	59	52	54	52	55	65	70	75
	利用量(人日 <sup>※</sup> /月)	1,092	1,233	1,092	1,158	1,092	1,135	1,365	1,470	1,575
自立訓練(機能)	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活)	利用者数(人/月)	16	12	19	11	21	6	6	6	6
	利用量(人日/月)	240	186	285	194	315	89	96	96	96
就労移行支援	利用者数(人/月)	1	2	1	1	2	1	1	1	2
	利用量(人日/月)	22	37	22	22	22	22	22	22	44

※人日/月：「月間の利用人員」×「1人一月当たりの平均利用日数」（以降の表についても同様です。）

サービス種別	単位	第4期計画						第5期計画		
		H27計画	H27実績	H28計画	H28実績	H29計画	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込
就労継続支援(A)	利用者数(人/月)	3	4	3	4	3	4	4	4	4
	利用量(人日/月)	66	87	66	67	66	86	88	88	88
就労継続支援(B)	利用者数(人/月)	56	53	56	52	56	60	63	63	63
	利用量(人日/月)	1,064	1,039	1,064	1,061	1,064	1,051	1,260	1,260	1,260
就労定着支援(新)	利用者数(人/月)	-	-	-	-	-	-	1	1	1
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	5	4	5	4	5	4	4	4	4
	利用量(人日/月)	50	56	50	53	50	45	52	52	52
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	1	1	1	0	1	1	1	1	1
	利用量(人日/月)	10	6	10	0	10	9	8	8	8

※短期入所(福祉型)は月毎の利用実績の変動が大きいため、年間平均値とします。

※短期入所(医療型)は月毎の利用有無に差があるため、利用実績のあった月(H27:4か月、H29:3か月)の平均とします。

### 【見込量確保の方策】

日中活動系サービスについては、現在、サービスを利用している人が今後も継続してサービスを利用できるよう、引き続き適切な支給決定に努めるほか、新規利用においても円滑なサービスの提供が行われるよう、サービス提供事業所や相談支援事業所等と連携し、推進します。

また、本市では、平成29年11月に福祉事業を行う一般社団法人が新たに設立され、現在、平成30年度の生活介護事業所開設に向け準備を進めていることを踏まえ、今後は、既存の障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所へ、日中活動系サービスの拡充・新規参入等の働きかけを行うなど、市内のサービス提供体制の拡大に努めます。

自立訓練(機能訓練)については、市内に提供事業所がないことから次期計画の見込量を0としますが、今後は関係機関との協議の場を通じ、本市における当該サービスの提供体制等のあり方について検討を進めます。

平成30年度から創設される就労定着支援については、市外の就労移行支援事業所が当該サービスの提供を将来的に検討していること、また、当該事業所を利用する(利用を考えている)本市の住民が、今後、就労定着支援を利用する可能性なども踏まえ、今回新たに見込量を設定いたしました。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスについて、国は指針に基づき、施設入所者数を削減し、グループホームや在宅での生活を推進しています。

共同生活援助（グループホーム）については年々利用者が増加し、ほぼ計画通りの利用となっている一方で、施設入所支援については、この3年間で地域移行等により退所した人数と同数が新規の入所に至り、入所者数の減少が進んでいない状況です。

サービス種別	単位	第4期計画						第5期計画		
		H27計画	H27実績	H28計画	H28実績	H29計画	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込
自立生活援助(新)	利用者数(人/月)	-	-	-	-	-	-	0	0	0
共同生活援助	利用者数(人/月)	37	39	40	40	42	41	61	61	61
施設入所支援	利用者数(人/月)	39	42	39	42	37	42	42	41	41

#### 【見込量確保の方策】

グループホームは、現在、市内に3か所整備されており、本市内外から16名の利用（うち8名は根室市の利用者）があります。

本市のグループホームは、現在、空きがない状況ですが、平成29年11月に福祉事業を行う一般社団法人が市内で新たに設立され、現在、平成30年度のグループホーム設置に向け準備を進めているほか、市内で精神障がい者グループホームを運営している医療法人においても、同年度中に自主運営から障害者総合支援法に基づく指定事業所への転換を予定しているなど、本市のグループホームの提供体制は、本計画期間内において大きく変容していくことが予想されます。

障がいのある人の住まいの場の確保と地域移行を進めるため、今後、グループホームを開設する事業者が円滑に事業指定を受けられるよう、関係機関と連携して必要な支援を行うほか、既存の事業所に対してもサービス拡充の働きかけを行うなど、市内のサービス提供体制の拡大に努めます。

平成30年度に創設される自立生活援助については見込量を0としていますが、市内における地域移行を進めるにあたり、当該サービス提供の可能性について、事業所や関係機関と協議・検討を進めます。

#### 【参考：市内グループホームの整備見込量】

区分	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27実績	H28実績	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込
グループホーム整備(見込)量		16	16	16	46	46	46
内訳	定員(人)						
	既存(社福法人)	16	16	16	16	16	16
	新規(一社法人)	-	-	-	20	20	20
	新規(医療法人)	-	-	-	10	10	10

#### (4) 相談支援

計画相談支援については、新規サービス利用者の増加により、計画を大きく上回る利用となっている一方で、地域移行支援及び地域定着支援については利用者がいない状況となっています。

サービス種別	単位	第4期計画						第5期計画		
		H27計画	H27実績	H28計画	H28実績	H29計画	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込
計画相談支援	利用者数(人/月)	15	29	15	24	15	22	25	27	29
地域移行支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	1	1	1

※計画相談支援については、月毎の利用実績の変動が大きいため、年間平均値とします。

#### 【見込量確保の方策】

本市に住む人が障害福祉サービスの利用を希望する場合、現在、計画相談支援を行う相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）が本市にないことから、中標津町の「あくせす根室」または別海町の「相談室るーぷ」の2事業所を利用している状況です。

計画相談支援については、毎年の新規申請者に加え、今後のグループホーム新規開設等により利用者数が増加する見通しであり、本市においても相談支援事業所の開設を早期に進める必要があります。

見込量の確保にあたっては、既存の障害福祉サービス事業所に対し、相談支援事業所開設の働きかけを行うほか、事業所の新規開設を促進するための支援・助成制度のあり方を今後検討のうえ、市外法人の事業所誘致なども視野に入れた早期の相談支援体制の確立を目指します。

地域移行支援及び地域定着支援については、入所施設・医療機関との連携を図り、長期入所・入院者の地域移行に努めます。

### 3. 地域生活支援事業の実績と見込

本項では、地域生活支援事業のこれまでの実績等を踏まえ、地域の状況や利用者の特性に応じたサービス提供体制の計画的な整備を図るため、平成30年度から平成32年度の3か年における地域生活支援事業の見込量を定めます。

事業種別	単位	第4期計画						第5期計画		
		H27 計画	H27 実績	H28 計画	H28 実績	H29 計画	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
相談支援事業										
基幹型支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	-	-	-	-	-	-	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者(人)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
意思疎通支援事業	実利用者(人)	15	15	15	10	15	10	10	10	10
	配置人員(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件	801	796	801	838	801	850	860	860	860
介護・訓練支援用具	件	-	(1)	-	(1)	-	(1)	(1)	(1)	(1)
自立生活支援用具	件	-	(3)	-	(3)	-	(3)	(3)	(3)	(3)
在宅療養等支援用具	件	-	(11)	-	(7)	-	(3)	(10)	(10)	(10)
情報・意思疎通支援用具	件	-	(3)	-	(6)	-	(2)	(4)	(4)	(4)
排泄管理支援用具	件	-	(776)	-	(822)	-	(839)	(840)	(840)	(840)
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件	-	(2)	-	(1)	-	(2)	(2)	(2)	(2)
手話奉仕員養成研修事業	登録者数(人)	5	0	5	2	5	0	1	1	1
移動支援事業	実利用者(人)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	延べ利用時間	140	74	140	90.5	140	52.5	74	74	74
地域活動支援センター事業	実利用者(人)	10	8	10	9	10	9	10	11	11
日中一時支援事業	実利用者(人)	2	2	2	0	2	0	2	2	2
訪問入浴サービス事業	実利用者(人)	3	3	3	3	3	3	3	3	3

\*各年度の実績及び見込量は、3月末現在(平成29年度見込においては平成29年11月末現在)

## 【見込量確保の方策】

### （理解促進研修・啓発事業）

成年後見制度や障害者差別解消法など、障がいのある人の権利擁護に関する情報の市民周知に努めるほか、平成29年度から実施のヘルプマーク配布・普及に引き続き取り組めます。

### （自発的活動支援事業）

現在、市内の音訳奉仕団体への活動支援を行っており、引き続き支援に努めます。

### （相談支援事業）

#### ○基幹相談支援センター等機能強化事業

根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」の基幹相談支援センター化及び地域生活支援拠点への位置づけに伴い、コーディネーター1名を配置し、圏域の相談支援体制の充実を図ります。

#### ○住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」の基幹相談支援センター化及び地域生活支援拠点への位置づけに伴い実施するもので、圏域内で住宅を1箇所借り上げ、地域生活への移行や親元から自立するための体験の場等としての活用を図ります。

### （成年後見制度利用支援事業）

成年後見制度の普及啓発を図るとともに、各種相談を通じて本支援事業への活用につなげます。

### （意思疎通支援事業）

本市では、市役所内に配置の手話通訳者1名及び派遣手話通訳登録者5名で、聴覚障がいのある人の意思疎通支援を行っており、引き続き現行の体制で支援を行います。

### （日常生活用具給付等事業）

排泄管理支援用具（ストーマ装具、紙おむつ等）の利用が大半を占めており、引き続き利用者の確保に努めるほか、給付品目の拡充等についても随時見直しを行います。

### （手話奉仕員養成研修事業）

本市では手話講習会を毎年開催しており、引き続き事業の周知に努めるほか、受講者の中から派遣手話通訳の登録に繋げるための取り組みを進めます。



(移動支援事業)

現在、2人が利用しており、引き続き利用者の確保に努めます。

(地域活動支援センター事業)

本市では、社会福祉法人希望の家に委託して実施していますが、利用者が年々増加しており、今後、円滑な事業を行えるよう受託事業者と運営体制等について検討を進めます。

(日中一時支援事業)

本市では、社会福祉法人根室明郷会に委託し、支援体制を確保しておりますが、現在、利用者がいない状況であることから、利用促進に向け、さらに市民周知を行っていきます。

(訪問入浴サービス事業)

現在、3人が利用しており、引き続き利用者の確保に努めます。

(その他事業)

本市では、その他の事業として、レクリエーション活動等支援事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許・改造助成事業等を実施しており、今後も障がいのある人のニーズに応じ、必要な事業を実施していきます。

## 第4. 障がい児福祉計画

### 1. 平成32年度の成果目標

平成28年5月に改正・成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成30年4月施行）では、障がいのある子どもに対する支援ニーズの多様化への対応として「居宅訪問型児童発達支援」の創設、「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制の構築を図るため、市町村においても「障がい児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

本項では、一連の制度改正を踏まえ、障がい児支援の提供体制の整備等について、国指針及び道指針に基づき、今期計画期間における成果目標を設定します。

#### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

##### ①重層的な支援体制の構築

国指針	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上整備する。（市町村単独設置が困難な場合は圏域での設置であっても差し支えない。） また、各市町村・各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、すべての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
道指針	平成32年度末までに児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所を「障がい保健福祉圏域」内に1箇所以上整備することを目標とする。
本市の目標設定	平成32年度末までに、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所を根室圏域に1か所以上整備することを目標とします。

## ②重症心身障がい児が身近な支援を受けられるための体制の確保

国指針	平成32年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(市町村単独での確保が困難な場合は圏域での確保であっても差し支えない。)
道指針	平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を「障がい保健福祉圏域」内に1箇所以上整備することを目標とする。
本市の目標設定	<b>平成32年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を根室圏域に1か所以上確保することを目標とします。</b>

## ③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

国指針	平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
道指針	平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を「障がい保健福祉圏域」に1箇所整備することを目標とする。 また、医療的ケア児が在住する市町村においても、協議の場を設置することを目標とする。
本市の目標設定	<b>平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。</b>

平成29年11月現在、児童発達支援センターは札幌市を除く北海道内に12箇所、保育所等訪問支援事業所は61箇所ありますが、いずれも根室圏域にはないものであり、また、本市においては児童発達支援事業所として「根室市児童デイサービスセンター」が、放課後等デイサービス事業所として「放課後児童デイサービス『くれよん』」がサービス提供を行っていますが、重症心身障がい児や医療的ケア児を対象としたサービス提供体制は整っていない状況にあります。

障がいのある子どもへの支援は、今後、重層的な支援体制を構築し、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することが求められていることから、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し、提供体制の整備に向けた協議を進めます。

## 2. 障害児通所支援等の実績と見込量

本項では、基本指針に定める平成32年度末における目標数値や第4期障がい福祉計画における平成29年度末までの実績等を踏まえ、サービス提供体制の計画的な整備を図ることを目的に、平成30年度から平成32年度の3か年における障害児通所支援等の見込量を定めます。

各数値は、1か月当たりの各サービス利用量・利用者数とし、原則として各年度3月末現在（平成29年度末見込においては平成29年11月現在）の実績及び見込量を示すものですが、月毎の利用実績の変動が大きいことから3月末現在の数値をそのまま実績とすることが困難なサービスについては、サービス毎の利用実態に即し、各年度の実績及び見込量を示すものです。

### (1) 障害児通所支援

児童発達支援は利用者数が減少している一方で、放課後等デイサービスは利用人数が増加している状況です。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援については、市内にサービス提供事業所がないことから、実績はありません。

サービス種別	単位	第4期障がい福祉計画						第1期障がい児福祉計画		
		H27計画	H27実績	H28計画	H28実績	H29計画	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込
児童発達支援	利用者数(人/月)	38	39	38	34	38	24	28	28	28
	利用量(人日/月)	114	107	114	87	114	66	84	84	84
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	-	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	25	19	25	23	25	24	28	28	28
	利用量(人日/月)	250	231	250	267	250	246	336	336	336
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	-	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援(新)	利用者数(人/月)	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	利用量(人日/月)	-	-	-	-	-	-	0	0	0

### 【見込量確保の方策】

児童発達支援については、本市で実施している各種検診、根室市子ども発達支援事業における専門支援等を通じ、療育の必要があると認められる児童の利用確保につなげます。

放課後等デイサービスについては、年々利用者が増加し、今後も増加が見込まれることから、見込量の確保に向けサービス提供事業所と協議を進めます。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援（平成30年度に創設）については、市内にサービス提供事業所がないことから見込量を0としていますが、今後、関係機関との協議の場を通じ、本市における当該サービスの提供体制等のあり方について検討を進めます。

## （2）障害児相談支援

各年度とも計画を超える利用がありました。

サービス種別	単位	第4期障がい福祉計画						第1期障がい児福祉計画		
		H27計画	H27実績	H28計画	H28実績	H29計画	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込
障害児相談支援	人/年	50	66	50	66	50	61	65	65	65

※障害児通所支援の支給期間終期を3月末日としている関係上、相談支援が特定の時期に集中して行われることから、月毎の利用人数に著しい変動があるため、記載の数値は相談支援を利用する、または利用見込の障がい児の実数とします。

### 【見込量確保の方策】

障害児相談支援については、障害児福祉サービスに係る計画相談支援の例と同様に、中標津町の「あくせす根室」または別海町の「相談室るーぷ」の2事業所を利用している状況です。

見込量の確保にあたっては、既存の障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等に対し、相談支援事業所開設の働きかけを行うほか、事業所の新規開設を促進するための支援・助成制度のあり方を今後検討のうえ、市外法人の事業所誘致なども視野に入れた早期の相談支援体制の確立を目指します。

## 第5. 計画の推進体制

### 1. 関係機関等の連携と理解の促進

#### (1) 関係機関・関係団体との連携

本計画の推進にあたっては、医療・福祉関係者や障がい者団体、行政関係者等で構成する「根室市地域自立支援協議会」において、地域の課題や困難な事案の解消に努めます。

#### (2) 庁内連携体制の強化

障がい者施策は障がい分野のみならず、子ども・子育て、医療、介護、保健、教育、雇用など各分野の緊密な連携のもと取り組む必要があることから、庁内の連携体制の強化に努め、施策の推進を図ります。

#### (3) 国・北海道等との連携

障がい者施策は、国や都道府県の制度と密接に関わっていることから、国や北海道、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、各種施策を推進します。

また、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と緊密な連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

#### (4) 障がいに対する理解の促進

障がいや障がいのある人に対する地域における認識と理解を深めるために、あらゆる機会を捉え、普及・啓発に努めます。

### 2. 計画の推進管理

本計画は、障がいのある人等の生活に必要な福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであることから、関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていく必要があります。

そのため、策定した計画については、3年ごとの実績把握だけではなく、定期的にその進捗状況を管理し、分析・評価の上、課題等がある場合には随時対応し、必要に応じて本計画の見直しを行います。